

評価対象

事務事業名	区民参画によるまちづくりの推進	開始年度	平成 19 年度
所属	街づくり支援部都市計画課街づくり計画担当	種別	
所管課長	街づくり支援部都市計画課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する		
施策名	② 参画と協働によるまちづくりの推進		

事業概要

事業の目的	「港区まちづくり条例」を活用したまちづくりの普及・啓発、活動に対する支援やルールの認定により、地域が主体となった区民参画によるまちづくり活動を推進していきます。
事業の対象	地区まちづくりルール認定審査会委員 まちづくり組織（条例に基づく登録された団体） 区民
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「港区まちづくり条例」を活用したまちづくりについて、パンフレットの作成・配布や広報みなと、ホームページ等の活用により、制度の説明や活動組織の紹介等を行い、普及・啓発を行います。</li> <li>・まちづくり組織から申請された「地区まちづくりルール」に対し、「地区まちづくりルール認定審査会」の開催により適正に審議を行い、認定を行います。</li> </ul>
根拠法令等	港区まちづくり条例、同施行規則

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	地域の課題を地域で解決し、地域の発意と合意に基づくまちづくりを推進するため、平成19年（2007年）に「港区まちづくり条例」を制定し、地域主体のまちづくりを支援しています。各地区総合支所が窓口となり、パンフレット等で制度を周知するとともに、支所と街づくり支援部が連携して、地域のまちづくりの相談に対応しています。										
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い								
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎										
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎										
①事業継続の必要性	◎										
①事業継続の必要性評価の理由	地域特性をいかしたまちづくりを進めるためには行政だけでなく、地域の住民等が参画することが重要であり、区はまちづくり条例を基に区民等のまちづくりの参画を支援しています。区として極めて必要性の高い事業であり、継続していくべきものであると考えます。										

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	地区まちづくりルール認定審査会の開催回数			指標2	パンフレットの印刷			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	2	1	50.0%	平成29年度	0	0		平成29年度			
	平成30年度	1	1	100.0%	平成30年度	1,000	1,000	100.0%	平成30年度			
	令和元年度	1	—	—	令和元年度	0	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	<p>平成26・27年度は、まちづくり組織から「地区まちづくりルール」の申請を受けて「地区まちづくりルール認定審査会」を開催し、認定を行いました。認定を受けた組織は、地域が主体となってルールの運用を進めているとともに、地区計画等の活用も視野に入れて活動を続けています。また、平成28～30年度は地区まちづくりルールの認定に限らず、市街地再開発事業への移行など、様々な形で活動目的を達成している組織が見られるため、ルールの申請がなくとも、そのような各組織の活動状況及び今後の見込みについて審査会に報告をし、意見を伺っています。</p> <p>パンフレットについては、年間500部程度の配布を想定して隔年で1,000部印刷を行い、窓口での一般配布や地域のまちづくり活動の場での配布を行っています。</p>											
評価	A 高い		B どちらともいえない						C 低い			
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	<p>まちづくりへの区民参画を支援する制度として、まちづくり条例に対する区民の関心は高く、制度の問い合わせも多いことから、定期的にパンフレットを増刷・更新することで普及・啓発を進めています。その結果、平成30年度は新しく2団体がまちづくり組織として登録されました。</p>											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	448	100%	448	0	0	0	0	0	448	336	75%
	平成30年度	270	100%	270	0	0	0	2	0	272	244	90%
	令和元年度	100	100%	100	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	<p>平成29年度は英語版パンフレットを作成・印刷し、平成30年度は日本語版パンフレットの増刷を行いました。令和元年度はパンフレットの印刷を行わないため、減額となっています。</p>											
評価	A 高い		B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性												
③事業の効率性評価の理由	<p>パンフレットを定期的に増刷し、制度についての普及・啓発を図ることで平成29年度は1団体、平成30年度は2団体が新しくまちづくり組織に登録されました。また、平成30年度の「まちづくりに関する相談がある地区数」（基本計画における活動指標）は目標値3地区を上回る7地区となり、区民主体のまちづくり活動が広がっています。</p>											

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
<p>総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「拡充」：レベルアップ</li> <li>・「継続」：現状維持</li> <li>・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）</li> <li>・「統合」：他事業と統合</li> </ul>	<p>地域主体のまちづくりを推進していく上で、現在活動を進めている組織の支援や新たなまちづくり活動の気運を誘発する普及啓発は、区として極めて必要性の高い事業であり、効果性・効率性も高いことから、継続していくべきものであると考えます。</p>

評価対象			
事務事業名	都市計画情報配信	開始年度	平成 2 年度
所属	街づくり支援部都市計画課都市計画係	種別	—
所管課長	街づくり支援部都市計画課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施策名	① 地域の特性を生かした土地利用の誘導		

事業概要	
事業の目的	地域特性に応じた居住と都市活動の均衡がとれたまちを目指し、用途地域等の都市計画により土地利用を適切に誘導するため、区民、不動産業者、設計者等に対して港区の都市計画に関する窓口等での問い合わせに迅速かつ正確に対応するとともに区ホームページ等を通じて積極的に港区の都市計画情報を提供します。
事業の対象	区民、不動産業者、設計者等
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「港区都市計画概要」の販売・・・都市計画情報をまとめた冊子及び図面（都市計画概要、用途地域地区等図、都市計画施設等図）を一部1,000円で販売します。</li> <li>○「都市計画情報提供サービス」のインターネット配信・・・地図配信ASPサービスを活用し、区ホームページにより都市計画情報を提供します。</li> <li>○「窓口用用途地域図」による都市計画情報の提供・・・窓口や電話による用途地域等の都市計画に関する問い合わせに対し「窓口用用途地域図」を活用し、情報提供を行います。</li> <li>○「都市計画道路現況重ね図」の配布・・・都市計画道路の計画線の位置を明確に示すため、現況地形図の重ね図（1：250）を配布し、情報提供を行います。</li> </ul>
根拠法令等	都市計画法

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	多種多様な都市計画情報を区民、不動産業者、設計者等に適切に提供するため、港区内の都市計画情報をまとめた都市計画概要を平成2年度から販売しています。また、インターネット上で都市計画情報を容易に確認できるようにするため、都市計画情報提供サービスを平成18年度より開始しました。さらに、都市計画情報を窓口・電話で迅速かつ正確に伝えるため、平成21年度より住宅地図を活用した窓口用用途地域図を作成し、情報提供を行っています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 都市計画図書においては都市計画法に基づき、区での縦覧義務がありますが、都市計画図書は都市計画の種類ごとに作成されるものであり、多種多様な都市計画情報を一括して提供するのは困難です。都市計画情報を容易に取得可能にし、区民サービスを向上させるため、事業の継続が必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	「都市計画概要」頒布実績			指標2	都市計画情報提供サービスアクセス数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	400	362	90.5%	平成29年度	60,000	71,649	119.4%	平成29年度			
	平成30年度	400	501	125.3%	平成30年度	65,000	63,031	97.0%	平成30年度			
	令和元年度	400	—	—	令和元年度	65,000	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	都市計画情報提供サービスの平成18年度当初の年間アクセス数は約2.2万件でしたが、現在は約6万件を超える年間アクセス数となっています。また、窓口用途地域図も一般に普及されている住宅地図を用いることで、調査地の検索が容易になり、対応時間短縮につながっています。都市計画概要は、販売の他に関係行政機関等からの需要もあり、港区の都市計画の全体像を示すものとして頒布しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 都市計画概要、都市計画情報提供サービスについては概ね目標どおりの達成率となっており、事業の効果性は高いと評価できます。また、窓口用途地域図については、都市計画情報のデータベース化により、窓口業務の効率化が図られています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
													平成29年度
平成30年度	5,748	100%	5,748	0	0	0	391	0	6,139	5,927	97%		
令和元年度	18,816	100%	18,816	0	0	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	令和元年度は、昭和60年頃に作成された都市計画道路現況重ね図を更新する必要があるため、都市計画道路現況測量委託を実施することから、予算額が増額となっています。また、都市計画情報提供サービスについても、これまで以上に区民にとって有益なサービスとするため、プロポーザルを実施し、システムを再構築することから、予算額が増額となっています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 各事業を通して区民等にわかりやすく都市計画情報を提供できるため、質の高い区民サービスを提供でき、事業の効果性は高いと評価できます。また、窓口用途地域図の作成は1年おきにすることにより、コストを抑えています。												

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	<p>区が都市の整備・開発その他の都市計画を適切に遂行し、良好な都市環境を形成するためには区民等の協力が不可欠であり、都市計画法第3条3項では、「国及び地方公共団体は都市の住民に対し都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。」と規定されています。本事業により都市計画情報を区民に広く分かりやすく公開するという目的は、都市計画情報提供サービスの年間アクセス件数等にも効果として表れており達成していると考えます。</p> <p>また、本事業は他区でも同様に取り組んでおり、港区として今後も継続していく必要があります。</p> <p>今後は、事業の効果性及び効率性をさらに高めていくために、都市計画情報提供サービスの更なる周知や、これまで以上に区民等にとって有益なサービスとなるよう必要な情報を整理・拡充しながら継続していく必要があります。</p>
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。	
・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	

評価対象			
事務事業名	景観形成推進	開始年度	平成 21 年度
所属	街づくり支援部都市計画課街づくり計画担当	種別	
所管課長	街づくり支援部都市計画課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施策名	③ 地域特性を生かした魅力のあるまち並み景観の形成		

事業概要	
事業の目的	①景観計画の改定や景観計画に定められた行為の制限に適合しない建築計画等に対する勧告・変更命令など、区の良い景観の形成に関する重要な事項について、「港区景観審議会」に対して意見聴取を実施します。 ②良好な景観の形成に関して功績のあった施設や活動、区民が愛着を持つ景観などを表彰することにより、景観に対する意識の普及啓発を図ります。
事業の対象	①景観審議会委員（学識経験者及び区民） ②景観表彰選定審査会委員、区民及び事業者
事業の概要	①景観審議会は、年間2～4回程度実施します。 委員は、学識経験者7名 区民委員3名により構成されています。 ②「区民景観セレクション（対象：区民が誇り、愛着を持つ景観として応募されたもの）」、「景観街づくり賞・奨励賞（対象：区と景観協議を行った民間施設）」「景観街づくり賞特別賞（対象：区長が特に認めるもの）」の3つの賞で表彰を実施しています。 表彰対象となる施設等は「景観表彰選定審査会委員」により選定します。 選定された施設等は、パンフレットの作成や区役所・総合支所でのパネル展示などにより広く周知するとともに、施設の建築主等に対して表彰状及び記念品を贈呈します。
根拠法令等	景観法 港区景観条例 港区景観条例施行規則 港区景観表彰実施要綱 港区景観表彰選定審査会運営要領

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	区は、平成9年3月に「港区景観マスタープラン」を策定し、景観に関する取り組みを進めてきました。また、平成14年3月に「港区都市景観づくり要綱」を制定し、建築計画に対して景観アドバイザー制度を活用した助言・指導を行ってきました。平成16年6月に景観法が公布された後、平成21年6月に「港区景観条例」を施行し、区は景観行政団体になり、同年8月には「港区景観計画」を策定し、景観計画に定める景観形成基準に基づいた助言・指導や、景観に対する意識の普及啓発に取り組んできました。平成27年12月には、景観計画を改定し、より多くの建築物に対してきめ細かな景観の誘導を行っています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	平成27年度に改定した港区景観計画に基づき、景観行政団体として積極的な景観誘導を進めていくことは区の使命であり、良好な景観形成に関して重要な事項を審議し、区民や事業者の景観に対する意識を高めています。 区として極めて必要性の高い事業であり、継続していくべきものと考えます。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	景観審議会実施回数			指標2	表彰選定審査会開催回数			指標3	景観表彰制度受賞案件数 (景観街づくり賞特別賞を除く)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	4	4	100.0%	平成29年度	5	5	100.0%	平成29年度	10	7	70.0%
平成30年度	3	2	66.7%	平成30年度	5	5	100.0%	平成30年度	13	15	115.4%	
令和元年度	3	—	—	令和元年度	6	—	—	令和元年度	13	—	—	

指標から見た事業の成果  
 ①景観審議会については、概ね年間3回程度開催し景観計画の改定や景観表彰制度の拡充など、主に景観行政に係る制度設計等について審議しています。  
 ②平成29年に新たな賞を創設したため受賞件数が増加しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	景観計画の改定にあたり、景観審議会での専門的な審議を重ねることにより、港区独自のきめ細やかな内容を盛り込むことで、建築物等の適切な指導誘導ができています。また、毎年度の表彰の実施にあたっては、選定審査会の現場視察・議論を経て賞を決定し、評価のポイント等を含めて公表することで、効果的に普及啓発を行うことができています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
平成29年度	2,608	100%	2,608	0	0	0	-179	0	2,429	2,071	85%
平成30年度	1,813	100%	1,813	0	0	0	78	0	1,891	1,524	81%
令和元年度	2,046	100%	2,046	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況  
 景観審議会等の開催数(景観審議会 平成29年度：4回、平成30年度：3回、令和元年度：3回予定)、隔年で増刷している子ども向け啓発パンフレットの印刷の有無等(平成29年度：有、平成30年度：無、令和元年度：有)により事業費が変動しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	景観審議会では、日頃景観協議に携わっている景観アドバイザーにも出席してもらうことで、景観協議の実態を踏まえた質の高い審議が行われています。景観表彰制度は、建築事業者に良好な景観形成の意欲を高め、また、区民の景観に対する意識の普及・啓発を図る重要な手段となっています。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	<p>良好な景観形成は長い年月をかけて実現させていくものであり、その推進のための事業は完結する性質のものではないことから、今後も継続した事業の実施が必要不可欠です。その上で、専門的見地及び区民目線から審議を行い、港区の地域特性を踏まえた制度設計や運用に繋げていくために景観審議会の開催は必須です。</p> <p>また、景観表彰制度は景観に対する意識の普及啓発を図るものであり、地域の身近な景観に対する意識の向上を図るために創設した「区民景観セレクション」は、実施3年目の令和元年度は107件応募があり、応募数は増加傾向にあります。引き続き景観表彰制度の運用を通じた、良好な景観に対する区民、事業者等の意識の向上や共有化を進めていく必要性は高いと言えます。</p>
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	

評価対象			
事務事業名	復興まちづくりの推進	開始年度	平成 25 年度
所属	街づくり支援部都市計画課街づくり計画担当	種別	
所管課長	街づくり支援部都市計画課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(5) 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める		
施策名	① 地震などの自然災害の防災対策の充実		

事業概要	
事業の目的	「港区防災街づくり整備指針」に基づき、区民、事業者、行政が連携し、安全で安心して暮らせる災害に強い街づくりを推進することとしています。また、災害発生時には、港区震災復興本部を中心とし、区や関係行政機関が区民・事業者などと協働して被災市街地の速やかな復興と災害に強い市街地形成を進めることができるよう、事前の災害復興体制の確立に取り組みます。
事業の対象	区民 事業者
事業の概要	平成25年10月に制定した港区被災市街地復興整備条例において、被災時には区民、事業者は協働して地域の復興を進めることとしています。地域協働復興を円滑に推進するため、区民、事業者を対象に、被災のおそれのある地域等を選定し、復興まちづくりの模擬体験を行うものです。
根拠法令等	港区被災市街地復興整備条例

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成25年度：高輪管内（白金台一～三丁目） 平成26年度：芝管内（芝小地区防災協議会の範囲、芝二丁目を中心とした地区） 平成29年度：高輪管内（白金五～六丁目） 平成30年度：高輪管内（白金台四丁目）								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	いざというときの被災市街地の「地域協働復興」を円滑に進めるためには、被災当事者となる区民や事業者が協働し、区内各地域の地域特性に合わせて、自らが考え行動する模擬訓練を通じて実施することが非常に有効です。防災面に課題のある地域や訓練が未実施の地域などを対象に訓練を継続する必要があります。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	模擬訓練実施地区数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	1	1	100.0%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	1	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果

各地区総合支所と調整し、訓練実施回数や対象地区を設定することで計画的に復興模擬訓練を実施しています。参加区民は訓練成果を実感できる有意義なものとなっています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	以下のように概ね3つの効果が現れています。効果1：復興区民組織の育成については、その母体となる防災協議会や町会が積極的に取り組んでいます。効果2：地域協働復興の考え方やプロセスを習熟しています。効果3：平時から地域のつながりを考える機会となるなど、意識の醸成につながっています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	8,917	100%	8,917	0	0	0	71	0	8,988	8,852	98%
	平成30年度	3,232	100%	3,232	0	0	0	0	0	3,232	3,110	96%
	令和元年度	3,218	100%	3,218	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

平成29年度は港区震災復興マニュアルの改定および有識者による震災復興講演会を開催したため、金額が相対的に高くなっています。震災復興まちづくり模擬訓練は平成29年度から3年間実施しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	地域危険度が高い地域だけでなく、芝浦港南地区のように港区特有の課題を抱える地域においても、震災復興まちづくり模擬訓練を実施し、地域力の向上を目指すなど、その取組みは区全域に広がっています。		

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見  総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	区民、事業者、行政が連携し「地域力をいかした地域協働復興」を目指しており、そのために本訓練は極めて重要です。さらに近い将来発生するとされる首都直下地震のおそれもあり、震災復興基金の積み立てなどにも取り組んでいることから、被災後の区民生活の早期再建やまちの復興に向け事前から取り組む本訓練は、非常に効果的なことから継続する必要があります。
---	--